

令和6年度 介護保険事業所 管理者説明会

目次

1. 宇佐市における高齢者の現状
2. 介護給付適正化の取組
3. 令和6年度介護報酬改定
4. 高齢者虐待に係る対応
5. その他

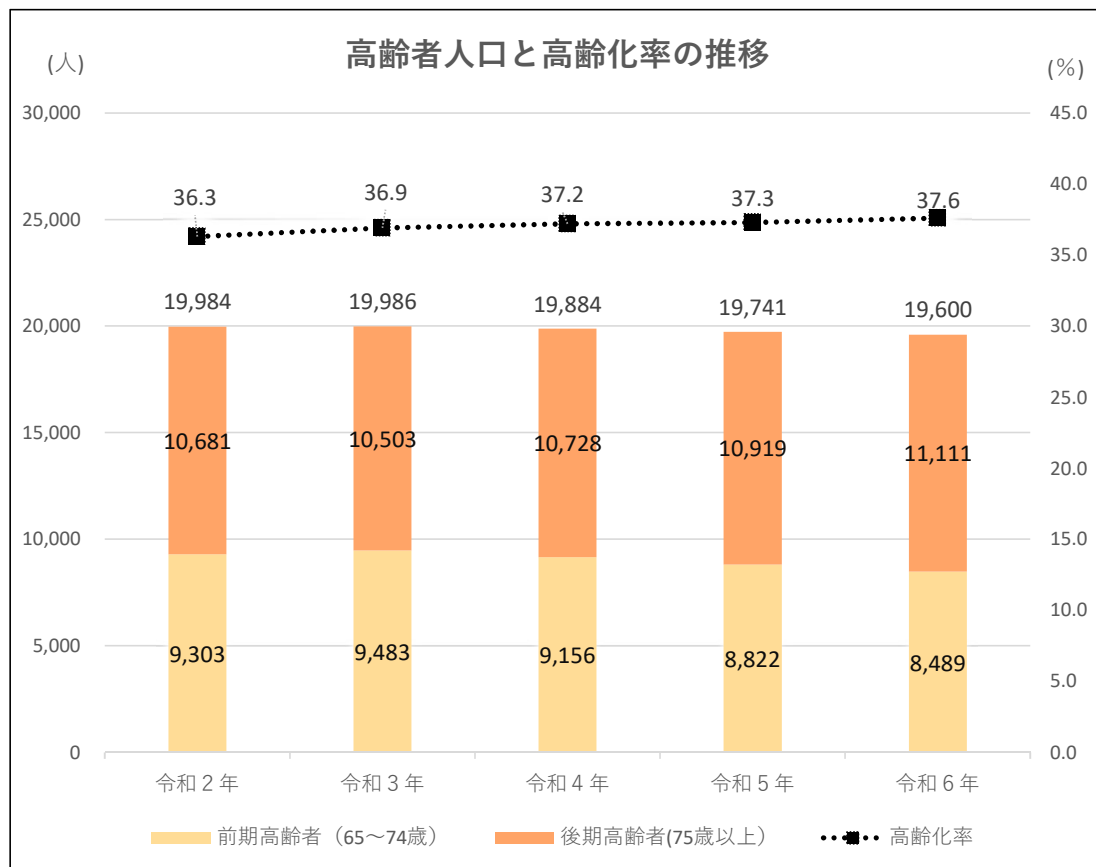
1. 宇佐市における高齢者の現状

(1) 高齢者人口と高齢化率

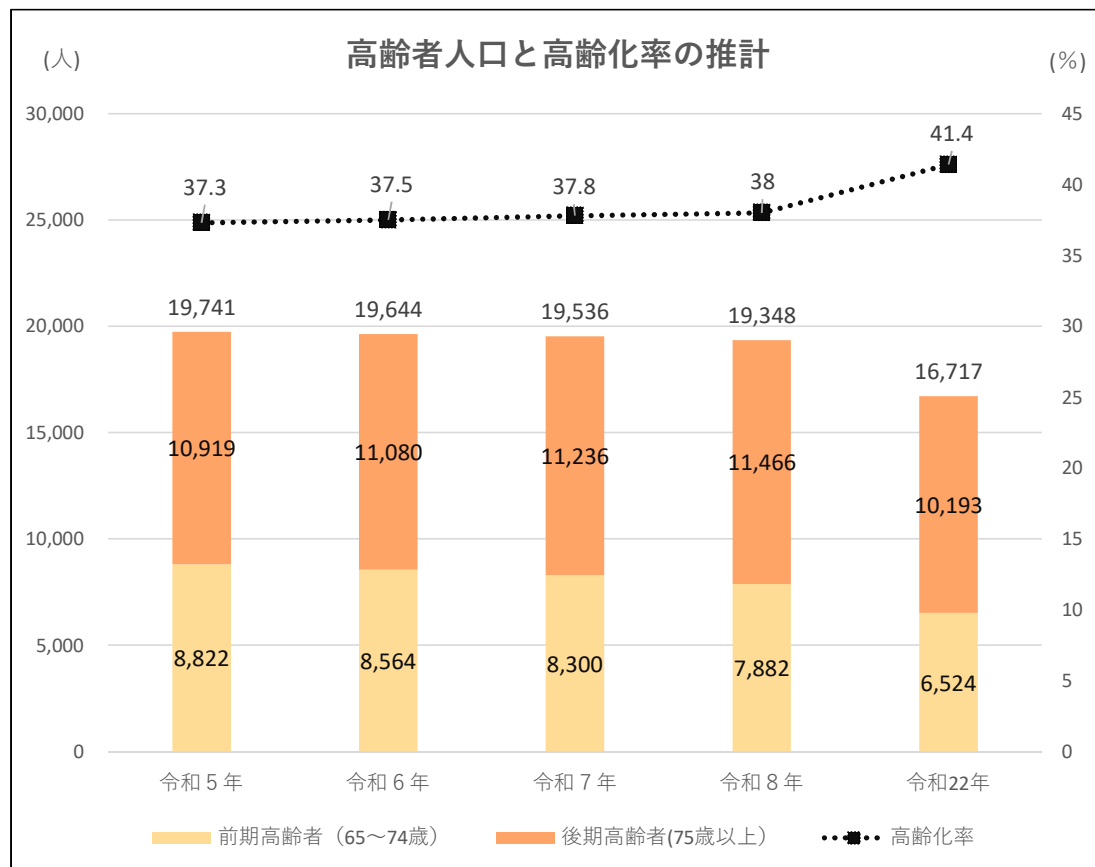
(2) 要介護・要支援者数

(3) 介護給付費

(1) 高齢者人口と高齢化率



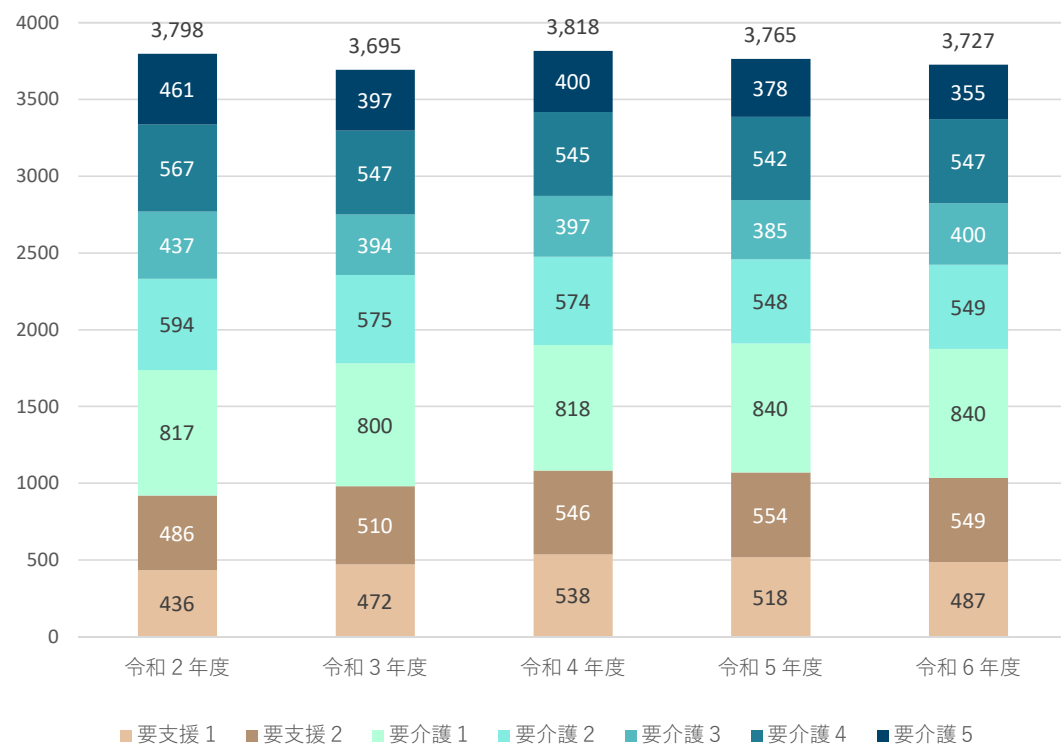
資料: 住民基本台帳法に基づく人口 (各年10月1日)



資料: 宇佐市第9期介護保険事業計画

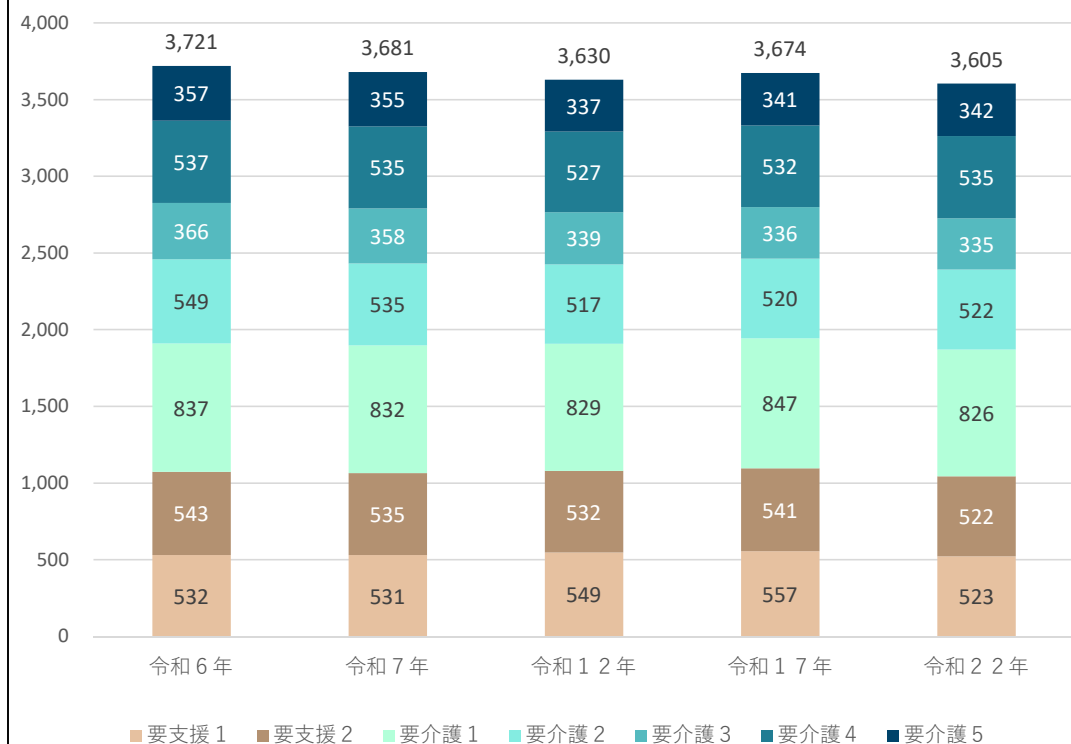
(2) 要介護・要支援者数(第2号被保険者含む)

(人) 要介護・要支援者数の推移(第2号被保険者含む)



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日時点)

(人) 要介護・要支援者数の推計(第2号被保険者含む)

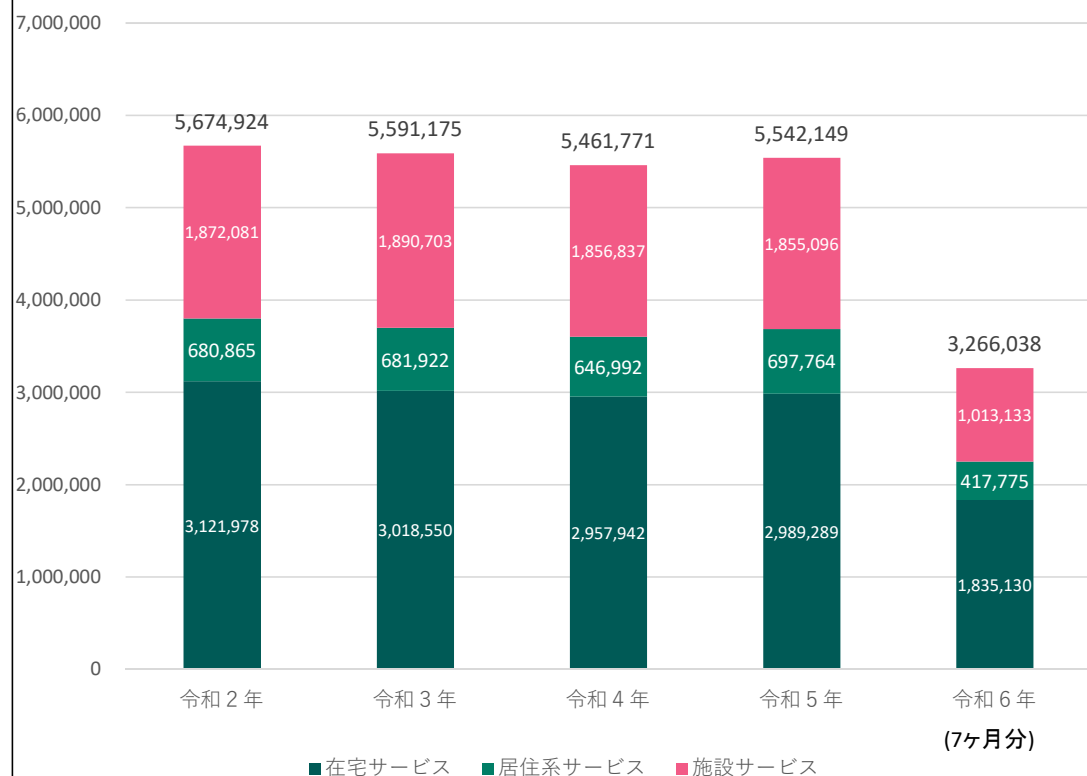


資料:宇佐市第9期介護保険事業計画

(3) 介護給付費

介護給付費の推移

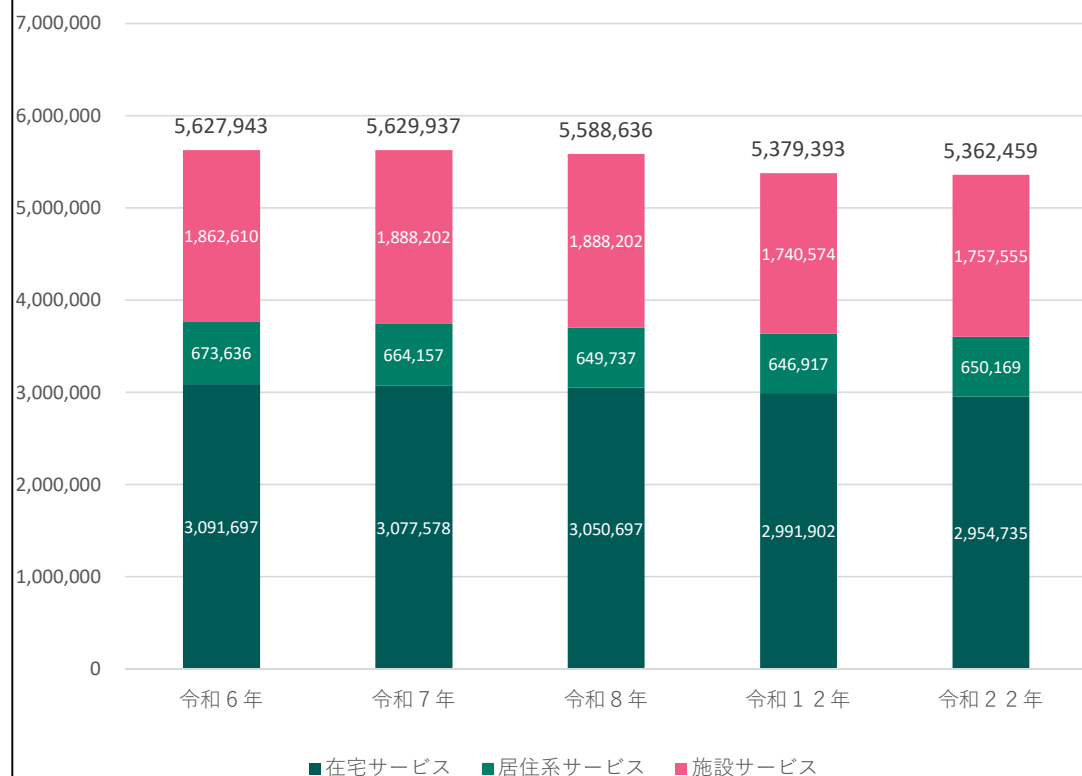
(千円)



資料：介護保険事業状況報告

介護給付費の推計

(千円)



資料：宇佐市第9期介護保険事業計画

2. 介護給付適正化の取組

(1) 宇佐市における介護給付適正化の取組み及び主要3事業

(2) 指導による介護保険施設等の支援・育成

(3) ケアプランに関する届出

(1) 宇佐市における介護給付適正化の取組および主要3事業①

●介護給付費の適正化とは

介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なとするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促すこと。これにより、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼が高まり、持続可能な介護保険制度へとつながります。

●主要3事業とは

令和6年度以降、国の指針により適正化事業は主要5事業から

「要介護認定の適正化」

「ケアプランの点検」

「縦覧点検・医療情報との突合」

の3事業へと変更され、具体性・実効性のある構成・内容に見直しされました。

※「ケアプラン点検」に「住宅改修・福祉用具の点検」を含め一本化、「給付費通知」が任意実施とされたため

(1) 宇佐市における介護給付適正化の取組および主要3事業②

1. 要介護認定の適正化

認定調査員及び介護認定審査会委員に対する業務分析データを活用した検討会を実施

2. ケアプランの点検

利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、点検及び支援を行います。

また、ケアプランの点検をととして、住宅改修・福祉用具利用者の身体等の状態を確認するとともに利用状況の点検を行います。

3. 縦覧点検・医療情報との突合

給付実績をもとに、提供されたサービスの整合性の確認や介護保険と医療保険の重複請求の有無の確認を行っています。疑義のある事業所には、ヒアリングや文書の照会を行い、必要に応じて返還を求め、介護給付の適正化を図っています。

(2) 指導による介護保険施設等の支援・育成①

1. 集団指導

少なくとも年1回の頻度で介護保険事業所管理者説明会を開催

2. 運営指導

- ・原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上行われます。
- ・介護保険施設等の関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で実施します。
- ・指導の内容は主に
 - (1) 介護サービスの実施状況指導(利用者の生活実態の巡視及び施設整備の確認等)
 - (2) 最低基準等運営体制始動(運営基準等の遵守状況の確認等)
 - (3) 報酬請求指導(加算要件の確認等)

3. 監査への変更

- ・運営指導を中止して直ちに監査へ変更する必要があるのは次のような場合です。
 - (1) 人員施設整備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる又はその疑いがある場合
 - (2) 介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合
 - (3) 不正の手段による指定等又はその疑いがある場合

(2) 指導による介護保険施設等の支援・育成②

●指摘事項

- | |
|--|
| ・入院時情報連携加算の算定時に情報提供を行った日時、場所、内容等を支援経過に記載していない。 |
| ・居宅サービス計画を利用者に交付してるが、交付した記録がない。 |
| ・アセスメントやモニタリングは利用者の居宅を訪問して行うこととされているが、訪問先の記録がない。 |
| ・勤務表を毎月21日から翌月20日までを一月として作成している。 |
| ・勤務表で機能訓練指導員と看護職員の兼務について明確にしていない。 |
| ・契約書(紙)における記載不備(事業者の押印、終了日、日付の記載がない) |
| ・苦情処理の体制の掲示がされていない。 |
| ・パンフレットが旧基準の内容。 |
| ・誤字脱字等(「運営規定」→「運営規程」等) |

(3) ケアプランに関する届出

●サービス利用前に届出を求めている手続き

軽度者に対する福祉用具貸与

同居家族がいる場合の生活援助

要介護認定期間の半数を超える短期入所の利用

訪問介護(生活援助中心型)の回数が基準を超えるケアプラン

●市から届出を求めている手続き

訪問介護サービスの利用割合が基準を超えるケアプランの提出

※ ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」に該当するケアプランについては介護度別に1件以上を指定し、届出の提出を依頼



介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働によるケアプラン検討の実施

3. 令和6年度介護報酬改定

- (1) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- (2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- (3) 高齢者虐待防止の推進
- (4) 身体的拘束等の適正化の推進
- (5) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化
- (6) 科学的介護推進体制加算の見直し
- (7) 限度額を超えた食費・居住費の補足給付の仕組み

(1) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

●対象サービス

【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

●努力義務

施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。

●義務化

また、協力医療機関が第二種協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

●対象サービス

【全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)】

●概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

●単位数

業務継続計画未実施減算

- ・施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位を減算(新設)
- ・その他サービス 所定単位数の100分の1に相当する単位を減算(新設)

●算定要件

以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(3) 高齢者虐待防止の推進

●対象サービス

【全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)】

●概要

利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、すべての介護サービス事業者(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

●単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

●算定要件

虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 身体的拘束等の適正化の推進①

●対象サービス

短期入所系サービス、多機能系サービス、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援

●概要

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合には、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(4) 身体的拘束等の適正化の推進②

●基準

短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準委以下の措置を講じなければならない旨を規定する。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(5) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

●対象サービス

【全サービス】

●概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者が責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化する。

(6)科学的介護推進体制加算の見直し

●対象サービス

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

●概要

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。

イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。

ウ 初回データの提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。

※LIFE(科学的介護情報システム)

(7) 限度額を超えた食費・居住費の補足給付の仕組み(令和6年8月～)①

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付

利用者 負担段階	主な対象者		※平成28年8月以降は非課税年金も含む。
			預貯金額(夫婦の場合)※
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が 市民税非課税	年金収入※ + 合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額※ + 合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額※ + 合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市民税本人課税者		

			基準費用額 (月額)	負担限度額(月額)※短期入所生活介護等(月額)【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円(4.4万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円(2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
		老健・医療院等	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型 個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	880円(2.7万円)
		老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室の多床室		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室		2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)

(7) 限度額を超えた食費・居住費の補足給付の仕組み(令和7年8月～)②

利用者負担段階	主な対象者		※平成28年8月以降は非課税年金も含む。
			預貯金額(夫婦の場合)※
	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯全員が市民税非課税である高齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
	第2段階	年金収入 + 合計所得金額が80.9万円以下	650万円(1,650万円)以下
と負担軽減の所得対象	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税 年金収入金額 + 合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
	第3段階②	年金収入金額 + 合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市民税本人課税者	

			基準費用額 (月額)	負担限度額(月額)※短期入所生活介護等(月額)【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円(4.4万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円(2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
		老健・医療院等 (差料を徴収する場合)	697円(2.1万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
		老健・医療院等 (差料を徴収する場合)	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	880円(2.7万円)
		老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室の多床室		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室		2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)

4. 高齢者虐待に係る対応

- (1) 高齢者虐待に関する定義
- (2) 令和5年度高齢者虐待についての対応状況等
- (3) 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等の責務等

(1) 高齢者虐待に関する定義

「**高齢者**」…65歳以上の者

「**養護者による虐待**」…高齢者を現に養護する者(養介護施設従事者等を除く)による虐待

「**養介護施設従事者等による虐待**」…「養介護施設」と「養介護事業」に従事する者による虐待

* 養介護施設：老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

* 養介護事業：老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、
介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

＜高齢者虐待にあたる行為＞

- ①**身体的虐待**…身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体拘束を含む）
- ②**ネグレクト**…衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ③**心理的虐待**…激しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④**性的虐待**…高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤**経済的虐待**…高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(2) 令和5年度高齢者虐待についての対応状況等

①通報者・通報件数(宇佐市)

警察	介護支援 専門員	事業所 職員	医療機関 職員	近隣住民 ・知人	本人	家族・ 親族	合計
9件	4件	3件	0件	1件	0件	3件	20件

②対応件数

	通報件数 (前年比)	虐待判断件数 (前年比)	虐待の種類				
			身体	ネグレクト	心理	性的	経済
養介護者施設従 事者等による虐待	4件(+4件)	0件(0件)	0件	0件	0件	0件	0件
養護者による 虐待	16件(△1件)	1件(0件)	1件	0件	0件	0件	0件

※参考:大分県

	通報件数 (前年比)	虐待判断件数 (前年比)
要介護施設従事者等	26件(+10件)	1件(△3件)
養護者	295件(+8件)	138件(+9件)

(3) 高齢者虐待防止法における要介護施設従事者等の責務等

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置(法第20条)

- ・ 養介護施設従事者等の**研修を実施**すること
- ・ 高齢者及びその家族からの**苦情の処理の体制を整備**すること
- ・ その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止等のための措置**を講じること

② 通報義務(法第21条)

- ・ 養介護施設従事者等は、従事する介護施設等で**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

③ 通報等による不利益取扱いの禁止(法第21条第7項)

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

5. その他

- (1) 介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について
- (2) 介護職人材確保支援事業について
- (3) 介護保険施設等における事故の報告について
- (4) 人権について

(1) 介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について

令和5年3月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請等の手続きは、厚生労働省「電子申請届出システム」が原則化されました(令和6年4月1日施行)

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援・介護予防・日常生活支援総合事業に関する以下の手続き

- ・指定(許可)申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・再開届出
- ・廃止・休止届出
- ・指定辞退届出
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

「電子申請届出システム」の利用にあたっては、**GビズID** (プライムかメンバー)が必要となります。**GビズID**を持っていない事業所は、**GビズID**を作成する必要があります。

参考 : <https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kaigohokenka/ibentozyouhou/21835.html>

(2) 介護職人材確保支援事業について①

宇佐市内の介護サービス事業所における介護職等の人材の確保及び育成を図るため、市内介護サービス事業所に就職した者及び市が定める期間勤務した者等に対し、奨励金を交付します。

1. 就職奨励金

市内介護サービス事業所に、介護職・看護職・調理員の正規職員として就職した満60歳未満の者
(この就職の日から過去1年以内に市内の介護サービス事業所に正規職員として勤務していた者や、他市において介護事業所に就職した際に支給された介護人材確保の補助金を受領している者を除く)

交付額: 10万円

2. 初任者資格等取得報奨金

就職奨励金の交付を受けた者(他の報奨金等を受領したものを含む。以下同じ。)のうち、初任者資格等取得報奨金の交付を受けていない者であって、初任者資格等を就職日から起算して5年以内に新規に取得した者

交付額: 10万円を上限とした実費分

(2) 介護職人材確保支援事業について②

3. 継続勤務報奨金

ア 就職奨励金の交付を受けた者

イ 継続勤務期間(就職奨励金の交付対象となった就職の日から、継続して同一の介護サービス事業所で介護職等の正規職員として勤務した期間(同一法人内の異動により市内所在する別の介護サービス事業所において勤務した期間を含む。)であって、事業所が定める休業期間(産前産後休業、育児休業及び介護休業を除く。)を除いた期間をいう。以下同じ。)が右欄に掲げる年数以上である者

ウ 継続勤務期間において、産前産後休業、育児休業及び介護休業がある場合は、当該休業の終了日の翌月1日から6か月以上継続して勤務している者

エ 別の法人等に転職していない者

交付額

2年継続: 10万円

3年継続: 市内在住10万円、市外在住5万円

5年継続: 市内在住20万円、市外在住10万円

※詳しくはお問い合わせください

<https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kaigohokenka/1/5/20934.html>

(3) 介護保険施設等における事故について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39号)等に基づき、介護保険施設等は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出をお願いします。

対象となる利用者	報告する事故等の対象となる利用者及び入所者(以下「利用者」という。)は、事業者が行うサービスを利用するすべての利用者(住所地特例者等の市以外の介護保険被保険者を含む。)とする。
報告の対象となる事故等の範囲	- 一 死亡に至った事故、病死(死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。) - 二 医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故 - 三 食中毒及び感染症等の発生又はそれらが疑われる状況の発生 - 四 失踪 - 五 職員等の法令違反及び不祥事の発生 - 六 その他市に報告する必要があると認められるもの

(4) 人権について(宇佐市人権施策実施計画)①

宇佐市人権施策実施計画(抜粋)

特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

人権教育は、家庭・学校・職場・地域等、あらゆる場や機会を捉えて推進する必要がある、中でも、人権問題を適確に捉える感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要である。

さらに、人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、本市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉保健関係者等に対する人権教育を充実する。

人権学習支援の取組

- ・人権啓発DVDの貸出し
- ・人権に関する専門の指導員の派遣(人権講師無料派遣)

(4) 人権について(人権に関する3つの法律)②

1. 障害者差別解消法【2016年(平成28年)4月施行】

正当な理由なくサービスの提供を拒否するなどの「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、障がいのある方の特徴・状況に応じて対応する「**合理的配慮**」の提供を求めた法律。

2. ヘイトスピーチ解消法【2016年(平成28年)6月施行】

特定の民族や国籍の人々に対して、差別意識を助長・誘発する目的で生命や財産に危害を加えるように告げ、地域社会からの排除をあおる**ヘイトスピーチ(憎悪表現)**の**抑止・解消を目的**とした法律。

3. 部落差別解消推進法【2016年(平成28年)12月施行】

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の発展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、**部落差別の解消**を推進し、**部落差別のない社会を実現**することを目的とした法律。

(4) 人権について(宇佐市人権啓発推進協議会への入会)③

宇佐市人権啓発推進協議会は、全ての市民の基本的人権が等しく尊重される社会を希求し、同和問題をはじめあらゆる差別の撤廃と、人権擁護のための啓発の推進を図ることを目的として、宇佐市内の多くの企業、各種団体、公的機関からなる会員の皆様のご賛同により設立されました。

協議会の会員になることで、**啓発指導員による研修会**が無料で実施されます。年会費については**無料**です。

入会についての詳しい説明をご希望の事業所様は、「**宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課**」までお気軽にご連絡ください。

人権啓発・部落差別解消推進課

電話番号:0978-27-8122

ファックス:0978-32-2331

今回の説明会の内容についてのご質問等は、質問票により、下記のメールアドレス宛にご提出ください

Eメール : kyuufu05@city.usa.lg.jp

ご視聴ありがとうございました。